

あ さ ぐ ん む ら や く ば
広島県 安佐郡村役場文書 目録

(『広島県立文書館 収蔵文書目録』第3集 所収)

広島県立文書館

平成26年(2014)9月

凡 例

1 本目録は、『広島県立文書館 収蔵文書目録』第3集(平成6年3月刊)に掲載された「広島県 安佐郡村役場文書」の目録である。

2 目録の各項目は以下のとおり。

請求番号 本文書群の群番号(198829)と、この項目の記号を組み合わせたものが請求記号になる。

【例】 19/2

(請求記号)

198829

19

2

表 題 資料にある原表題をそのまま採った。原表題がないものは、仮題を付けて〔 〕書きとした。内容について補記が必要な場合は、()書きで補った。頭に○を付したのは、集合形態等をした文書の内訳であることを示す。

年 代 資料に記された作成年月日を探り、推定は()書きとした。

作 成 資料にある作成者名をそのまま採り、資料に授受関係のあるものは で結んで表記した。

形 態 資料の形態を記した。

数 量 資料の点数を記した。

備 考 補記すべき備考があれば、 付きで示した。

3 文書の排列は、文書群固有のあり方に基づき、項目別に編成した。同一項目内の文書は、原則として年代順としたが、年未詳のものは、末尾に置いた。

4 利用の参考のため、本文書群の解説を冒頭に付した。

5 本目録で使用している日本語文字のうち、JIS規格(JIS X 0208:1997)に含まれないものは、“ ㍑ ” および、① などの丸付き数字である。これは、特殊な方法で表示してあるので、文字(テキスト)として検索・抽出することはできない。本ファイルの利用にあたっては、その点に留意されたい。

小 目 次

1 八木村	1	(1)小田村	7
御用留 土地 租税 争論 金融・貸借		土地 租税	
2 緑井村	3	(2)矢口村	9
土地 租税 水利		土地 租税	
3 川内村	5	(3)口田村	9
(1)温井村	5	土地	
土地		6 大林村	9
(2)中調子村	6	庶務 土木	
土地 土木・水利		7 連合村	11
4 三川村(東野村)	7	水利	
土地		8 その他	11
5 口田村	7	庶務 土地	

解 説

1 安佐郡村役場文書伝来の経緯

「安佐郡村役場文書」全188点は、県立文書館が昭和63年に開館するにあたって広島県立図書館から移管された文書群の一つである。これは、旧安佐郡八木村33点、緑井村39点、川内村52点（温井村15点、中調子村37点）、三川村（東野村）2点（以上、現広島市安佐南区）、口田村33点（小田村20点、矢口村8点、口田村5点）、大林村5点（以上現広島市安佐北区）の各村文書、及び旧沼田郡中調子村・温井村と旧高宮郡中筋古市村の連合村（水利土功会）の文書2点、その他分類ができない文書20点から成る。内容は土地関係が中心である。作成年代は、近世が69点、町村制施行（明治22）以前が79点で、ここまでが全体の79%を占めている。その他、敗戦までが16点、戦後2点、不明22点となっている。

安佐郡は、明治22年（1889）の町村制施行とともに、それまでの沼田郡30カ村、高宮郡32カ町村が合併によってそれぞれ15カ村、12カ町村となり、さらに明治31年に沼田・高宮郡が合併して成立した。郡名は高宮郡の旧名安北郡と、沼田郡の旧名佐東郡からとられた。その後、郡制が廃止された大正15年（1926）には、福木・口田・狩小川・中野・中原・亀山・大林・三入・飯室・鈴張・深川・落合・山本・祇園・長束・原・伴・日浦・緑井・久地・小河内・八木・三川・安・戸山・川内の26カ村と、可部・三篠の2カ町であった。これらの町村は分離・合併を繰り返し、戦後の昭和30年（1955）7月までに沼田・祇園・安古市・佐東・安佐・可部・高陽の7町となった。さらにその後、安佐郡の各町は、昭和46年から48年にかけてすべて広島市に合併され、安佐郡の郡名は消えることとなった。これらの町村で作成、あるいは引継・保存されてきた文書（近世文書を含む）のほとんどが広島市に引き継がれている。これらは、現在広島市公文書館で整理の上公開され、緑井村・八木村・川内村については『広島市公文書館所蔵資料目録』第4集、口田村については第3集、大林村については第2集にそれぞれ収録されている。これらも併せて参考にしていきたい。

さて、各町村で作成され、引継がれてきた文書のうちで、分離・合併を繰り返す過程で散逸してしまったものも少なくなかったと思われる（広島大学文学部国史研究室は、「沼田郡八木村・緑井村文書」113点を所蔵している）。本文書群もその一部と考えられ、県立図書館はこれを広島市内の古書店から昭和49年（1974）に購入している。同館郷土資料室は、この文書群を「安佐郡村役場文書」と命名し、79点の目録を昭和59年9月19日までに作成している。

2 安佐郡村役場文書の整理

以上のように、本文書群は出所も異なり、また郡名や町村名も変わったが、今回の整理では文書群名は県立図書館が命名した「安佐郡村役場文書」のままとした。本文書群の地理的範囲を的確に表現しているからである。整理の順番は、県立図書館作成の目録に沿って行ったが、一部番号を枝番号としたり、番号を新たに付与したのものがある〔1～79〕。また、県立図書館では整理されていなかった文書も、新たに整理を行った〔80～188〕。

目録の構成は、安佐郡廃止の大正15年時の町村名である1八木村、2緑井村、3川内村、4古市村、5口田村、6大林村、7連合村及び8その他を大項目とし、つぎに、文書が作成された時期の町村名を中項目とした。ただし、町村名の変更がない場合は中項目を省略した。さらに小項目を設けてそれぞれ年代順に配列した。

3 各村の概況と文書の概要

(1) 八木村

江戸時代は広島藩の蔵入地で、村高は元和5年（1619）の「安芸国知行帳」では713.53石であったが、寛永15年（1638）の地詰では806.1石に増加している。しかしその後は、文政8年（1825）の『芸藩通志』では808.075石と大きな変化はみられない。西北に阿武山が聳え、雲石路が南北を貫通し

ている。物産として、『芸藩通志』は「民農余に竹皮笠または麻布を製て生理を資く、商買も亦十に二居る」、「梅 八木村より多く出る」と記している。明治以降では「広島菜」や蔬菜、木履の生産が盛んであった。村内の阿武山・大炭山では明治初頭から20年代にかけて、銅山の採掘が試みられ、活況を呈したこともあった。

八木村・縁井村など太田川と古川に挟まれる一帯は、広く平坦な耕地が広がるが、砂質土のため乾きが早く、また水量が豊かな川に面しながらも水位が低いいため取水も困難で、しばしば干害も発生していた。明和4年(1767)になって南下安村の大工桑原卯之助が、それまで試みられてきた場所よりもさらに太田川上流の八木村十歩一から取水することを提案し、翌年に工事が行われた。こうして完成した「卯之助用水」(のち「常用水」、「八木用水」)によって、この一帯230町が灌漑されるに至ったという。用水完成後に編纂された『芸藩通志』では、沼田郡は「気候和平にして百穀登りやすく、民専耕稼を務めて、商買はすくなし、川に沿ふ村落は、時に水溢を患れど、大むね沃土なり」と記されている。

八木村の文書には「農林省林政沿革調査資料」のラベルが貼付されている。これは次の事情による。農林省山林局は林野制度を検討するため、明治12～13年(1879～80)に各府県を通じて史料を集め、『山林沿革史』をまとめ、その後、本格的な史料採訪に着手した。しかしそれらは関東大震災によって灰燼に帰したため、再度全国各地で実地踏査を行い、謄写・撮影などによって十余万の史料を採訪した。山林局ではこれらを精選して旧所領、支配ごとに編年順とし、昭和5年から9年にかけて『日本林制史資料』全30冊を刊行した(昭和46年に臨川書店が復刻)。ラベルが貼付された文書はその編纂過程で収集されたものである。これら1点ごとの謄写資料は、現在東京大学附属図書館と財団法人徳川林政史研究所に所蔵され、マイクロフィルムによって販売されている(雄松堂書店発売)。それによると、八木村の文書は昭和3年8月下旬に筆写されたことがわかる。なお、このマイクロフィルムに収録されながら、現在に伝わらないものもいくつかあるので、参考のためここに掲げておく。

寛政6年 山論御調之節御役人様へ差出申候書附尚御役所江一通宛差上申候

天保3年 八木村御山所臨時控帖

元治元年 八木村田畑山林売買帖切帳

慶応3年 御山方改役小兵衛御吟味諸入役帖

慶応4年 御法度筋并村法読聞帖

明治9年 貢租有無地原由取調簿

弘化2年～明治3年 八木村役場所蔵文書(口上書・証文・願書・誤り書等10点)

八木村の文書には、山林台帳である嘉永2年(1849)・安政4年(1857)の「山帳」5冊〔21・22・24～28〕や、高宮郡中島村(現広島市安佐北区中島)との山論・水論に関する文書〔4～15・152・154・187〕などがある。中島村は農耕に必要な刈敷肥料とする採草地に恵まれなかったため、太田川を挟んだ隣村の八木村に毎年山手銀70目を納めて、阿武山東向き平の上2歩(御建山)を除く8歩を両村の入会山とし、権利を確保していた。しかし、御建山との境界が不明確で、江戸初期から両村の間で境論が絶えなかった。元禄16年(1703)になって中島村が15日間に限って御建山の下草刈りを許可してもらったが、その後一時期その場所が移り、寛政3年(1791)に再び元の場所に戻された。しかし、その後八木村から御建山のうち平岩に榜示を建て、それより南は八木村だけの野山であると主張したため中島村と争論になったのである。この山論は紆余曲折をたどりながら、嘉永元年(1848)になって両村が証文を取り交し、一応の解決をみた。山論が継続中の天保12年(1841)には、中島村中屋郷との間で新たに用水溝の取水をめぐる水論が発生している。

「八木村旧記諸控帖」〔1・2〕、「八木村旧記御触状写帖」〔3〕は、いわゆる天保3年(1832)から明治3年(1870)にかけての「御用留」で、〔1・2〕には、いずれも「見録座」(目録)、「諸控座」、「除帳願座」、「引越・引請願放切手座」、「往来手形座」という見出しがつけられ、分類のうえ記載している点に特徴がある。

八木村文書のうち、天保3年(1832)「八木村旧記御触状写帖」〔3〕の一部が『広島県史』近世資

料編IV(藩法集2 1836号)に収録されている。

(2) 緑井村

緑井村は、慶長6年(1601)の検地では高1,162.44石、元和5年(1619)年の「安芸国知行帳」では1,159.11石となっている。同村は貞享3年(1686)の大洪水で多くの田畑を失ったため、元禄5年(1692)に改めて地概しを行った結果、924.733万に減っている。その後新田の開発などもあって、正徳2年(1712)には1,188.022石となり、その後は変化がない。江戸時代は明知・給知入り交じりの村であった。物産としては、江戸時代には八木村同様竹皮笠と麻布があり、明治以降は「広島菜」、蔬菜、藍が盛んに生産された。また、明治15年(1882)には緑井村に「沼田高宮山県養蚕伝習所」が置かれ、昭和初年にかけて養蚕業が盛んであった。

緑井村の文書には、文化11年(1814)、文政4年(1821)、天保7年(1836)、明治5年(1872)の「民図帖」が16冊残っている〔29～44〕。これらは、耕地を名請人ごとに集めて記載したもので、朱書や貼り紙で一筆ごとの土地の移動も書き込んでいるため、明治18年の6冊の「地券台帳」〔45～50〕と併せて、各時期の階層構成や、この間の土地の移動状況を追うことができる。

(3) 川内町

① 温井村

温井村は江戸時代には広島藩の蔵入地。元和5年(1619)の「安芸国知行帳」では高274.2石であったが、寛永15年(1638)の「安芸国佐東郡温井村地詰帳」〔51〕では467石へと大幅に増加している。この間に堤防の大改修や灌漑用水路の敷設などが行われたものと推測されている。その後、寛文11年(1671)の新開8.143石〔52〕などを加え、正徳2年(1712)には478.999石となり、さらに正徳4年には新開6.417石〔53〕を加えて、『芸藩通志』では485.416石となっている。寛永の地詰帳によると、田が57.622石なのに対して畠は393.805石で、畠が85%近くを占めている。

『芸藩通志』は温井村について「一村陸田なり」と記している。1戸あたりの耕作面積も狭く、諸納銀も滞りがちであったため、文化9年(1812)には、庄屋が未進の責任をとって退任する事件も生じている。温井村などで生産される大根は非常に細長く「佐東大根」と呼ばれた。明治以降は蔬菜の栽培が盛んとなり、いわゆる「広島菜」の漬物が高い評判を得るようになった。『広島県農事調査』には「元来川内村地方八壤土ナルモ、胡蘿蔔其他根菜類ノ栽培ニ適セス、為メニ葉菜類栽培ノ隆盛ヲ来タシタルナルヘシ」とある。その他麻布、人参、藍なども産した。

温井村の文書はいずれも土地に関するもので、地詰帳3冊のほかに、宝暦6年(1756)の名寄帳〔54〕と、寛政10年(1798)、天保2年(1831)、明治5年(1872)の各3冊の「民図帳」〔55～63〕があり、村の階層構成や土地の異動状況を知る手掛りとなる。

② 中調子村

温井村の東、八木村の南に位置する中調子村も、江戸時代は広島藩の蔵入地であった。元和5年(1619)の「安芸国知行帳」では高372.32石とあるが、寛永15年(1638)の「安芸国佐東郡中庄子村地詰帳」〔65〕では、温井村と同様の事情で515石と急増している。正徳2年(1712)には526.639石となり、さらに同4年の新開2.677石〔66〕を加えて『芸藩通志』では529.316石となっている。寛永の地詰帳によると、田が73.891石であるのに対して畠は426.081石で、温井村同様に畠が83%近くを占め、『芸藩通志』は「陸田多し」と記している。物産も温井村同様である。中調子村には山がなく御建敷(藩有)が1か所あるだけであった〔124〕。このため、太田川の対岸岩上村(現広島市安佐北区岩上)に山手銀を支払い、入会山の権利を得ていた。享保6年(1721)にはこれをめぐって岩上村との間で山論も起きている。

中調子村の文書もすべて土地に関する文書で、2冊の地詰帳のほか、寛政元年(1789)の名寄帳〔126〕、文政7年(1824)2冊〔67・68〕、天保6年(1835)4冊の「民図帳」〔69～72〕、明治12年(1879)3冊の「地券台帳」〔74～76〕などの土地台帳が含まれる。天保3年から明治4年まで2冊の「中調子村証文加判帳」〔127・128〕は、田畑を売買するときなどに、証文の内容を摘記したもので、その証文との間に割り印が捺印されている。

(4) 三川村(東野村)

『芸藩通志』は、東野・中筋古市・矢口・小田の4ヵ村は承応年間まで「北の庄」であったとしている。しかし、慶長12年(1607)に太田川の流路が変更し、中筋古市・東野両村と矢口・小田両村の間を分けるように新川が流れるようになり、以後中筋古市・東野両村は、高宮郡ながら新川の西岸に位置したことから、沼田郡の村々と関係が深まった。「北の庄」の名称はこの新川西岸の両村に受け継がれ、元和5年(1619)の「安芸国知行帳」には「北の荘村」1,000.82石として現れる。寛文4年(1664)に両村は分村し、東野村は533.65石となった。以後江戸時代を通じて高に変化はない。江戸時代は家老上田家の給知であった。農間余業に婦人が縁布や笠糸を製した。

東野村の文書は、明治9年(1876)作成の「野取帳」2冊〔158・159〕だけである。

(5) 口田村

① 矢口村

矢口村は小田村などともに、前記4ヵ村の対岸、太田川東側にある高宮郡「深川筋」の村で、江戸時代は家老三原浅野家の給知であった。高宮郡の「郡中国郡志」には「往古北ノ庄ニケ村ノ内小田・矢口一村二御座候」とあり、元和5年(1619)の「安芸国知行帳」では、「小田やくち村」1,067.95石とみえる。『芸藩通志』には「承応の比分ると云」とあるが、元和6年の「知行之目録」にはすでに小田村と独立し、569.95石とある。『高陽町史』は三原浅野家への「知行地宛行いに際して村切りが行われた」と推測している。以後江戸時代を通じて高の変化はない。農間に紙漉きや用場蕨を生産し、藍なども特産となっている。

矢口村の文書は、「野取帳」など明治・大正期の土地関係文書5点〔162～168〕と、明治15・16年(1882・83)の「地租帳」〔160・161〕である。

② 小田村

矢口村と同時期に「小田やくち村」から独立し、507石の村高となった。以後江戸時代を通じて高の変化はない。江戸時代は三原浅野家の給知であった。農間には縁布と地布を染め上げ、蕨の製造や木綿加工を行った。

小田村文書は、明治年間の「地並帳」など土地関係文書20点〔83～101〕と、明治10年代の「地稅帳」1点〔168〕である。

③ 口田村

口田村は、明治22年(1889)4月1日、矢口村と小田村が合併して成立した村で、両村の名前の一部をとって「口田村」と称した。はじめ高宮郡であったが、明治31年からは安佐郡に所属した。口田村の文書は、租稅掛が作成した明治22～25年の「土地移動書類」〔102～104〕など5点である。

(6) 大林村

高宮郡(のち安佐郡)の最北部に位置し、根谷川右岸を通る雲石路に沿って郡境を越えると高田郡向山村(現高田郡八千代町)である。元和5年(1619)の「安芸国知行帳」では825.115石、寛永15年(1638)の地誌でも同高であったが、『芸藩通志』では826.667石となっている。江戸時代は、家老東城浅野家と一般の藩士の給知が、入り交じっていた。

大林村はそのほとんどが山林のため、江戸時代の農間余業には薪樵り・炭負い、駄賃儲けなどがあった。

大林村の文書は、大正年間の村会開会通知などの「雜書綴」〔79〕と、大正14年(1925)の「庶務一件」〔81〕、昭和16年(1941)の井堰の復旧・改良計画図〔82〕などである。

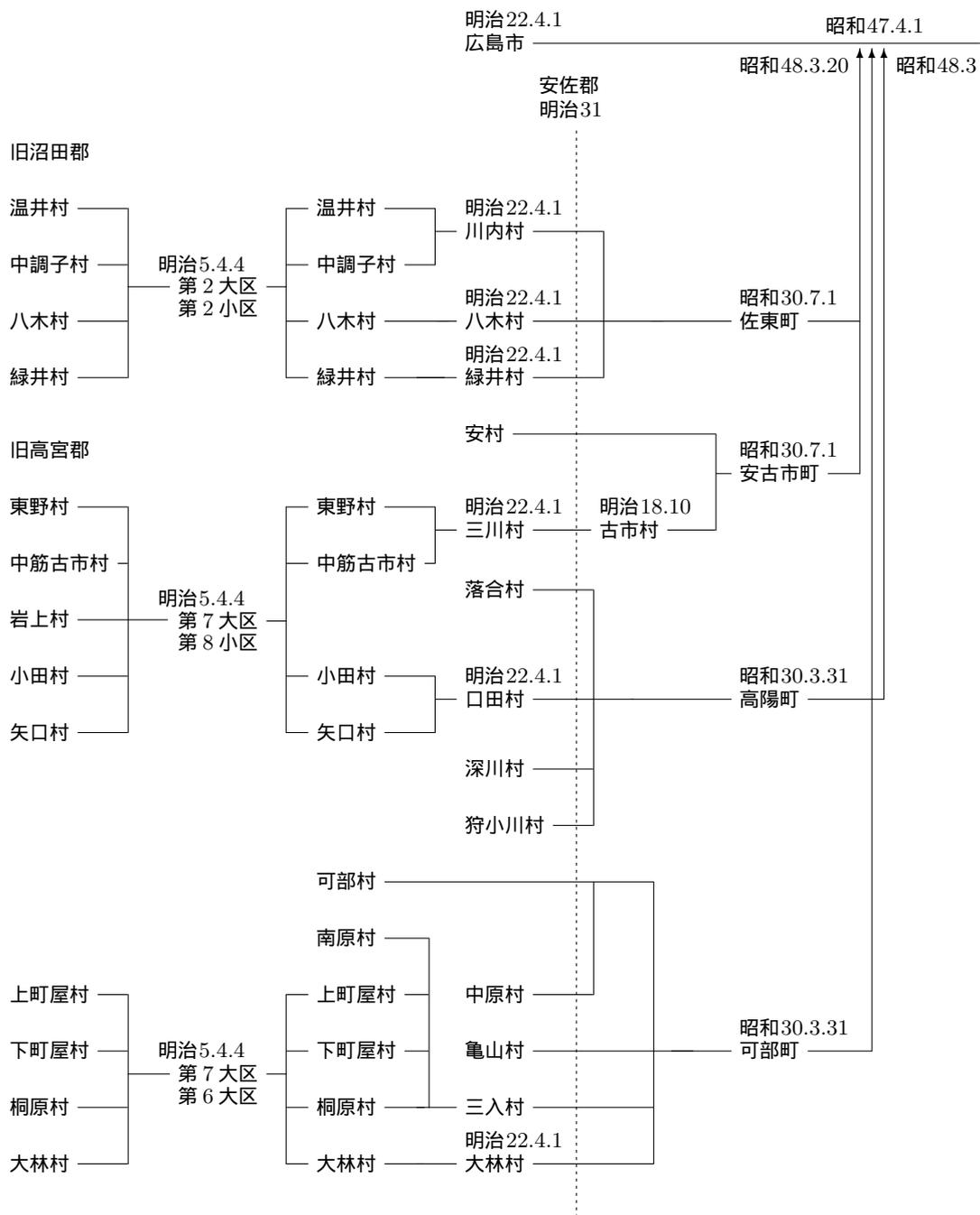
(7) 連合村

温井村・中調子村・中筋古市村の3ヶ村で、「定用水」の管理・運営をはかるため設置された連合村会「水利土功会」の明治13年から17年にかけての議事日誌や議案である〔77・149〕

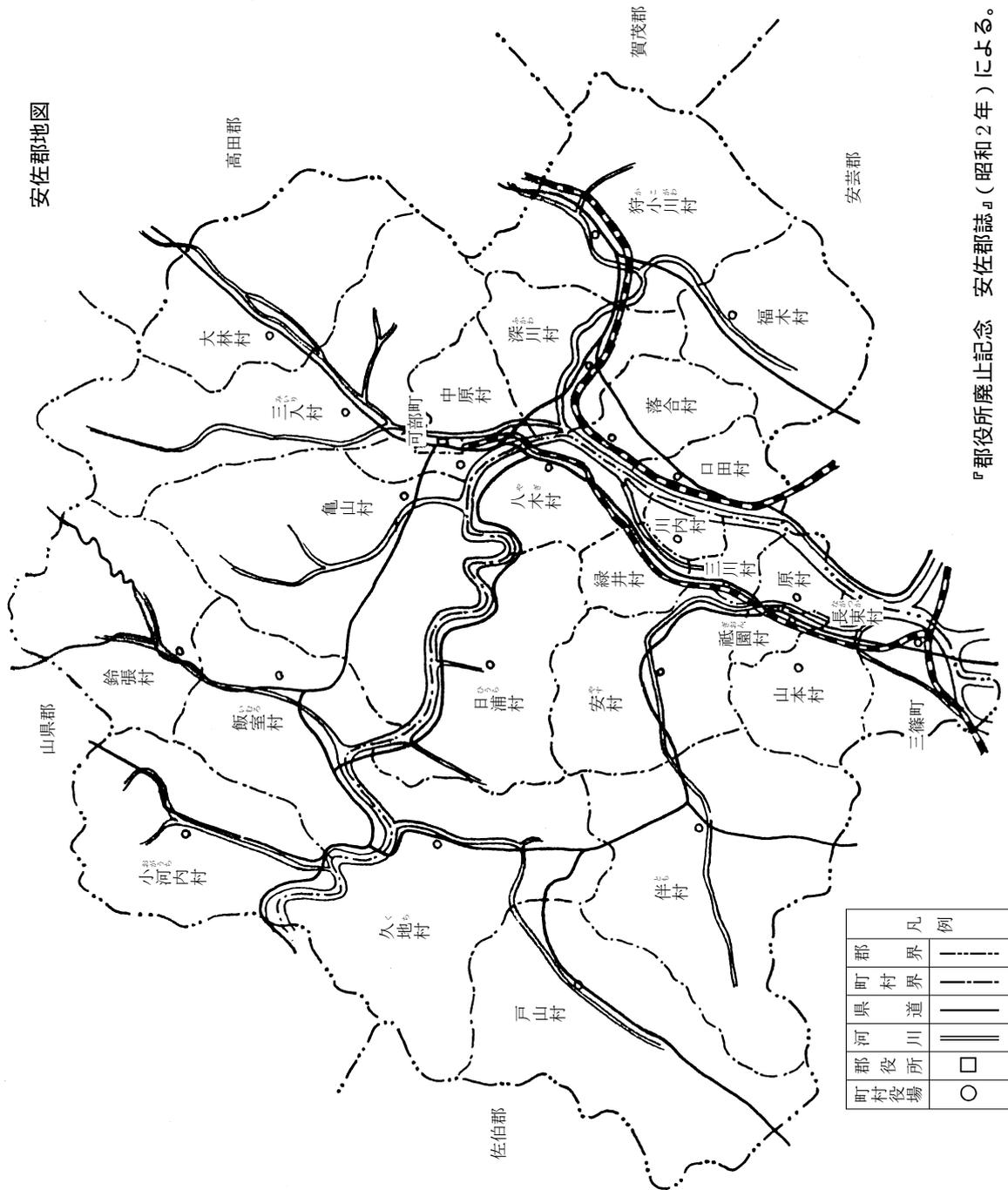
参考文献

『佐東町史』、『高陽町史』、『可部町史』、『広島県の地名』(平凡社)、『角川日本地名大辞典 広島県』(角川書店)

なお、本文書群が関係する旧安佐郡各町村の広島市へ合併するまでの変遷は次の通りである(関係分はゴシック)



安佐郡地図



『郡役所廃止記念 安佐郡誌』(昭和2年)による。

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
1 八木村					
御用留					
1	八木村旧記諸控帖	天保3.正. (~元治元.4)		豎冊	1冊
3	八木村旧記御触状写帖	天保3.正. (~文久3.12)		豎冊	1冊
2	八木村旧記諸控帖	元治元.2. (~明治3.4)		豎冊	1冊
土地					
20	安芸国沼田郡八木村新開地詰帳	寛文11.10.25	清水九右衛門・氏野三右衛門	豎冊	1冊
23	八木村細野組入作民図帖 入作可部中嶋河戸ヨリ与	文政2.8.	可部中嶋河戸ヨリ入作細野組	豎冊	1冊
19	〔八木村御山所関係願書等級〕			綴	1綴
19/2	○八木村御犬戾シ山・御留浄伝平・大字祢山三ヶ所山毛上御下願一件控帖	文政13.極.		豎冊	(1冊)
19/1	○八木村御山所臨時控帖	天保3.正.		豎冊	(1冊)
19/3	○八木村御建伏ヶ谷山・御留メ城山・同茶尾山三ヶ所山毛上御下願一件控	天保7.2.		豎冊	(1冊)
19/4	○御山所毛上村方江御下ヶ之儀御歎書附控帖 沼田郡八木村	嘉永元.12.		豎冊	(1冊)
19/5	○当村御建犬戾シ唱ル山ノ内江杉苗御植付一件書類控帖 沼田郡八木村	安政2.2.		豎冊	(1冊)
19/6	御建犬戾鳴山之内横毛上・御留浄伝平雜木毛上御下ヶ願書(外願書・請書・届書等)	(安政2~明治3)		豎冊	(1冊)
22	沼田郡八木村鍬先開地・定御見取帖	嘉永2.4.		豎冊	1冊
24	沼田郡八木村山帖 上組	嘉永2.4.		豎冊	1冊
25	沼田郡八木村山帖 沖組	嘉永2.4.		豎冊	1冊
26	沼田郡八木村山帖 山手組	嘉永2.4.		豎冊	1冊
27	沼田郡八木村山帖 入作	安政4.4.		豎冊	1冊
28	沼田郡八木村山帖 山手組	安政4.4.		豎冊	1冊
21	沼田郡八木村見取地帖	安政4.4.		豎冊	1冊
156	土地台帖写	昭和22.	広島県安佐郡八木村農業会	豎冊	1冊
租税					
155	貢租有無地原由取調簿 第二大区二小区八木村	明治9.8.	副戸長熊野新兵衛 地租改正係御中	豎冊	1冊
争論					
4	蛇山之内御建伏ヶ谷と同鳴ル山と先年之通柴草中嶋村へ御苅被為成候趣論所書附扣 沼田郡八木村	寛政3.9~		豎冊	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
5	当村虻山之内草苅場高宮郡中嶋村 と争論御吟味御問尋書 沼田郡八 木村	寛政 6. 2.		豎冊	1冊
6	八木村野山虻山之内中嶋村与争論 一件再吟味御問答帖 達書10通包入附属	寛政 6. 8.		豎冊	1冊
187	八木村虻山之内寛政年中中嶋村与 論山一件帖入 四冊入 袋のみ	天保 3. 6.		袋	1袋
152	当村中屋郷用水井手中嶋村と論争 一件扣帖入 沼田郡八木村 包のみ	天保12.閏正 ~		包	1包
9	高宮郡中嶋村・当村中屋郷用水井 手附替二付始終駈合日記・贈答書 面写帳 沼田郡八木村 三冊之内	天保12.閏正 ~		豎冊	1冊
8	当村中屋郷・高宮郡中嶋村用水井 手水手差縫二付始終御願書付扣 沼田郡八木村 三冊之内	天保12.極.		豎冊	1冊
10	高宮郡中嶋村・当村中屋郷用水井 手差縫二付割庄屋良平様御出役加 右衛門様御出張御約答等日記 沼 田郡八木村 三冊之内	弘化 3. 閏5.15		豎冊	1冊
7	当村野山之内中嶋村与入相所二而 同村江新規二木焼葉樵取候二附差 留方駈合願書等扣帳 沼田郡八木 村 袋入	弘化 3. 8.		豎冊	1冊
11	中屋郷用水論一件為御見分御城郡 請方御出張扣 八木村	弘化 4. 4 ~		豎冊	1冊
13	当村野山之内中嶋村与山論己斐村 二而御吟味之節御問尋日記手控帖 入 沼田郡八木村 3冊入	弘化 4.		包	1包 (3冊)
13/1	○当村虻山野山之内中嶋村と入相 所差縫一件於己斐村御吟味御問 尋受答手扣帖 沼田郡八木村	弘化 4. 7. 20 ~		豎冊	(1冊)
13/2	○於己斐村御吟味御問尋御答日記 要旨書抜 沼田郡八木村	弘化 4. 7. 20		豎冊	(1冊)
13/3	○当村虻山野山之内中嶋村与入相 草苅場差縫一件書類差上手扣帳 沼田郡八木村	弘化 4. 10 ~		豎冊	(1冊)
12	中屋郷用水中嶋村与差縫於可部町 和談御取組として御出張諸扣 沼 田郡八木村	弘化 5. 2 ~		豎冊	1冊
14	当村虻山之内野山中嶋村と入相草 苅場差縫一件御吟味屋敷二おゐて 再御吟味中問答日記帖 沼田郡八 木村 袋入, 袋に「手嶋様御吟味中御問尋日記帳入」とあり	弘化 5. 2.		豎冊	1冊
15	高宮郡中嶋村ト水論山論御吟味中 諸扣帖 沼田郡八木村	嘉永元. 4 ~		豎冊	1冊
154	水論山論二付諸入用并中屋郷田方 米等悉皆借財約帖 八木村 嘉永元年十一月ヨリ 袋入, 袋に「水論山論等借財一件約帖入 八木村」とあり	戌(嘉永 3). 6.	長百姓彦四郎外10名 庄 屋忠左衛門殿・与頭六兵衛 殿外2名	横長	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
金融・貸借					
17	八木村証文加判控帖	天保3.正.		豎冊	1冊
16	八木村頼母子証文加判控帖	天保5.正.		豎冊	1冊
18	金銀借用証文加判控帖 八木村用場	嘉永4.正.		豎冊	1冊
2 緑井村					
土地					
29	沼田郡緑井村民図帖 新開	文化11.6.		豎冊	1冊
30	沼田郡緑井村民図帖 高木方下 文政三庚辰歳御給知御割替二付改之	文政4.6.		豎冊	1冊
31	沼田郡緑井村民図帖 山手ヨリ道鼻迄	文政4.6.		豎冊	1冊
32	沼田郡緑井村民図帖 他邑	文政4.6.		豎冊	1冊
33	沼田郡緑井村民図帖 高木ヨリ三宅マテ	天保7.3.		豎冊	1冊
34	沼田郡緑井村民図帖 山手ヨリ道鼻マテ	天保7.3.		豎冊	1冊
35	沼田郡緑井村民図帖 道鼻ヨリ日暮マテ	天保7.3.		豎冊	1冊
36	沼田郡緑井村民図帖 岩谷	天保7.3.		豎冊	1冊
37	沼田郡緑井村民図帖 新開	天保7.3.		豎冊	1冊
38	沼田郡緑井村民図帖 他邑	天保7.3.		豎冊	1冊
39	沼田郡緑井村民図帖 高木ヨリ太路橋マテ	明治5.5.		豎冊	1冊
40	沼田郡緑井村民図帖 山手ヨリ大唐マテ	明治5.5.		豎冊	1冊
41	沼田郡緑井村民図帖 大唐ヨリ三手マテ	明治5.5.		豎冊	1冊
42	沼田郡緑井村民図帖 他村入作	明治5.5.		豎冊	1冊
43	沼田郡緑井村民図帖 岩谷	明治5.5.		豎冊	1冊
44	沼田郡緑井村民図帖 新開	明治5.5.		豎冊	1冊
107	共有地売渡扣 沼田郡緑井村	明治13.8.		豎冊	1冊
115	{ 字鳥越・シミ堂・勘能丸地主名据上申書類綴 } 5冊合綴			綴	1綴 (5冊)
115/1	○字鳥越・字シミ堂之内地所持主名据上申書 扣 沼田郡緑井村	明治14.6.	戸長土井孫三郎 千田貞暁殿	広島県令	豎冊 (1冊)
115/2	○字シミ堂之内地所持主名据上申書 沼田郡緑井村	明治13.9.27	戸長土井孫三郎 千田貞暁殿	広島県令	豎冊 (1冊)
115/3	○字シミ堂之内地所持主名据上申書 村扣 沼田郡緑井村	明治13.9.27	戸長土井孫三郎 千田貞暁殿	広島県令	豎冊 (1冊)
115/4	○{ 地価帳中姓名文字違い御推問二付申出 }	明治14.12.	戸長土井孫三郎 沼田・高宮郡役所郡長莊田侃二殿		豎冊 (1冊)
115/5	○字鳥越・字勘能丸之内地所持主名据上申書 沼田郡緑井村	明治13.10.	戸長土井孫三郎 千田貞暁殿	広島県令	豎冊 (1冊)

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
108	地目変換土地開墾修正表 明治十 四年以降	(明治14~28)	沼田郡緑井村戸長役場	綴	1綴
109	[新地券受領関係書類綴]	(明治15~17)		綴	1綴
109/2	○新地券状更受証印税納証書 控 沼田郡緑井村	明治15.12.	沼田郡緑井村戸長中井正之 助 沼田・高宮・山県郡長 杉山新十郎殿	豎冊	(1冊)
109/3	○藪林秣場新地券状紙代納証書 控 沼田郡緑井村	明治15.12.	沼田郡緑井村戸長中井正之 助 沼田・高宮・山県郡長 杉山新十郎殿	豎冊	(1冊)
109/4	○代換証印税納証書 ひかへ 十 五年七月後	明治15.12.		豎冊	(1冊)
109/5	○今般私共新地券状御授与相成候 二付領受之証トシテ各筆捺印之 上進達仕候也			豎冊	(1冊)
109/1	○新地券証受領証書 控 沼田郡 緑井村	明治16.1.		豎冊	(1冊)
109/6	○地券証印税納証書 沼田郡緑井 村	(明治17.1~5)		綴	(1綴)
45	地券台帳 沼田郡緑井村 緑上乙	明治18.1.		豎冊	1冊
46	地券台帳 沼田郡緑井村 緑中ノ 乙	明治18.1.		豎冊	1冊
47	地券台帳 沼田郡緑井村 緑下ノ 乙	明治18.1.		豎冊	1冊
48	地券台帳 沼田郡緑井村 緑大下	明治18.1.		豎冊	1冊
49	地券台帳 沼田郡緑井村 緑岩谷 乙	明治18.1.		豎冊	1冊
50	地券台帳 沼田郡緑井村 緑松原	明治18.1.		豎冊	1冊
112	野取絵図面帳 沼田郡緑井村	明治18.7.	地主植竹権助外35名・沼田 郡八木村・緑井村戸長熊野 貴造代理筆生細田敬三郎 広島県令千田貞暁殿	豎冊	1冊
119	地目変換地価取調表中裂地二係ル 元反別地価地租取調表 沼田郡緑 井村	明治18.7.	沼田郡八木村・緑井村戸長 熊野貴造代理筆生細田敬三 郎 広島県令千田貞暁殿	豎冊	1冊
110	野取絵図面帳 沼田郡緑井村	明治18.10.15	高木宅平外21名・沼田郡八 木村・緑井村戸長熊野貴造 代理筆生細田敬三郎 広島 県令千田貞暁殿	豎冊	1冊
111	地目変換反別地価取調表 沼田郡 緑井村	明治18.10.15	高木宅平外21名・沼田郡八 木村・緑井村戸長熊野貴造 代理筆生細田敬三郎 広島 県令千田貞暁殿	豎冊	1冊
116	[地目変換関係書類綴] 5冊合綴	(明治18)		綴	1綴 (5冊)
116/1	○地目変換反別地価取調帳 沼田 郡緑井村	明治18.10.15	沼田郡緑井村高木宅平外21 名・沼田郡八木村・緑井村 戸長熊野貴造代理筆生細田 敬三郎 広島県令千田貞暁 殿	豎冊	(1冊)
116/2	○野取絵図面帳 沼田郡緑井村	明治18.10.15	高木宅平外21名・沼田郡八 木村・緑井村戸長熊野貴造 代理筆生細田敬三郎 広島 県令千田貞暁殿	豎冊	(1冊)
116/3	○[畑地成絵図面]			豎冊	(1冊)

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
116/4	○地目変換比準地取調表 沼田郡 緑井村	明治18.10.15	高木宅平外21名・沼田郡八 木村・緑井村戸長熊野貴造 代理筆生細田敬三郎 広島 県令千田貞暁殿	豎冊	(1冊)
116/5	○地目変換地価取調表中裂地二係 元反別地価地租取調表 沼田 郡緑井村	明治18.11.24	沼田郡八木村・緑井村戸長 熊野貴造代理筆生細田敬三 郎 広島県令千田貞暁殿	豎冊	(1冊)
117	地目変換反別地価取調表 沼田郡 緑井村	(明治18)	沼田郡緑井村植竹権助外36 名	豎冊	1冊
113	野取絵図面帳役場扣 沼田郡緑井 村	明治19.1.	植竹幸蔵外4名・沼田郡八 木村・緑井村戸長熊野貴造 代理筆生細田敬三郎 広島 県令千田貞暁殿	豎冊	1冊
118	地目変換比準地取調表 沼田郡緑 井村	(明治)	沼田郡緑井村植竹権助外36 名・沼田郡八木村・緑井村 戸長熊野貴造代理筆生細田 敬三郎 広島県令千田貞暁 殿	豎冊	1冊
114	野取絵図面帳 沼田郡緑井村	明治19.1.	真沢忠衛・沼田郡八木村・ 緑井村戸長熊野貴造代理筆 生細田敬三郎 広島県令千 田貞暁殿	豎冊	1冊
120	地目異動届書 明治廿四年一月ヨ リ	(明治25.2 ~明治27.7)	真沢忠衛・沼田郡八木村・ 緑井村戸長熊野貴造代理筆 生細田敬三郎 広島県令千 田貞暁殿	豎冊	1冊
123	免租地台帳	昭和7.	緑井村役場	豎冊	1冊
租税					
122	地租免除該当者調査簿	(大正8~9)		豎冊	1冊
水利					
121	定用水被利地所有者名寄帳 沼田 郡緑井村	(~昭和8)		豎冊	1冊

3 川内村

(1) 温井村

土地

51	安芸国佐東郡温井村地詰帳	寛永15.10.5	川崎多左衛門・周防才兵衛・ 市川長大夫	豎冊	1冊
52	安芸国沼田郡温井村新開地詰帳	寛文11.10.25	清水九右衛門・氏野三右衛 門	豎冊	1冊
53	安芸国沼田郡温井村新開地詰帳	正徳4.4.6	地詰惣見合笹村源五右衛 門・地詰奉行井口金右衛門 外5名	豎冊	1冊
54	沼田郡温井畝高名(寄帳)	宝暦6.		豎冊	1冊
55	沼田郡温井村新開民図帖 全	寛政10.正.		豎冊	1冊
56	沼田郡温井村民図帳 上組	寛政10.正.		豎冊	1冊
57	沼田郡温井村民図帳 下組	寛政10.正.		豎冊	1冊
58	沼田郡温井村上組民図帳	天保2.極.		豎冊	1冊
59	沼田郡温井村下組民図帳	天保2.極.		豎冊	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
60	沼田郡温井村両組新開民図帳	天保 2. 極.		豎冊	1 冊
61	沼田郡温井村下組民図帖	明治 5. 9.		豎冊	1 冊
62	沼田郡温井村両組新開民図帖	明治 5. 9.		豎冊	1 冊
63	沼田郡温井村上組民図帖 後半部破損	明治 5. 9.		豎冊	1 冊
64	合筆帖 沼田郡温井村 丁	明治14. 7.		豎冊	1 冊
153	堤外地並帖 (字桃木原地並帳)			豎冊	1 冊
(2) 中調子村					
土地					
65	安芸国佐東郡中庄子村地詰帳 御 本帖之内壹	寛永15.10. 5	川崎多左衛門・周防才兵衛・ 市川長太夫	豎冊	1 冊
66	安芸国沼田郡中調子村新開地詰帳 御本帖之内式	正徳 4. 4. 6	地詰惣見合笹村源五右衛 門・地詰奉行井口金右衛門 外5名	豎冊	1 冊
124	沼田郡中調子村御建藪御改之帳	享保11. 4.	庄屋善六・与頭清左衛門外 1名 鈴木八右衛門様外1 名	豎冊	1 冊
125	上組田畑書拔 沼田郡中調子村	寛政元. 6.		豎冊	1 冊
126	沼田郡中調子村田畠 (名寄帳)	(寛政)元. 2.		豎冊	1 冊
131	中調子村御帳切証文写 明治六年 第八月吉日	(文政 6. 12 ~ 明治 2. 12)	森正権八	豎冊	1 冊
127	中調子村証文加判帖	天保 3(~ 弘化 3)		豎冊	1 冊
128	中調子村証文加判帳	弘化 2(~ 明治 4)		豎冊	1 冊
67	中調子村上組民図帳書拔	文政 7. 3.		豎冊	1 冊
68	中調子村下組民図帳書拔	文政 7. 3.		豎冊	1 冊
69	沼田郡中調子村上組民図帳	天保 6.		豎冊	1 冊
70	沼田郡中調子村上組民図帳 (四冊 之内壹号)	天保 6. 3.		豎冊	1 冊
71	沼田郡中調子村下組民図帳 四冊 之内貳号	天保 6. 3.		豎冊	1 冊
72	沼田郡中調子村下組民図帳 四冊 之内三号	天保 6. 3.		豎冊	1 冊
73	沼田郡中調子村百姓持分藪所人名 帳	嘉永 7. 5.	庄屋権八外1名・社倉役良 助・組頭仙十郎外1名・組 頭格長百姓増右衛門外1名・ 与頭格次兵衛・長百姓与右 衛門外5名	豎冊	1 冊
74	地券台帖 甲 沼田郡中調子村	明治12. 8.		豎冊	1 冊
75	地券台帖 乙 沼田郡中調子村	明治12. 8.		豎冊	1 冊
76	地券台帖 丙 沼田郡中調子村	明治12. 8.		豎冊	1 冊
132	字大上地並帳 第二大区二小区中 調子村 貳拾五冊之内二			豎冊	1 冊
133	字大上地並帳 第二大区二小区中 調子村 貳拾五冊之内二			豎冊	1 冊
134	字鷲隅地並帳 第二大区二小区中 調子村 貳拾五冊之内三			豎冊	1 冊
144	字術勢地並帳 第二大区二小区中 調子村 貳拾五冊之内十九			豎冊	1 冊
136	字大塚地並帳 第二大区二小区中 調子村 貳拾五冊之内七			豎冊	1 冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
145	字倉本地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内貳拾			豎冊	1冊
137	字横張地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内九			豎冊	1冊
146	字寛才地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内二十二			豎冊	1冊
138	字田平地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内十二			豎冊	1冊
147	字高瀬地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内廿三			豎冊	1冊
139	字海名地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内拾三			豎冊	1冊
148	字銅堂地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内廿四			豎冊	1冊
140	字香川地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内十四			豎冊	1冊
135	字西草田原地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内拾五			豎冊	1冊
141	字神宮地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内十七			豎冊	1冊
142	字只保地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内十八			豎冊	1冊
143	字術勢地並帳 第二大区二小区中調子村 貳拾五冊之内十九			豎冊	1冊

土木・水利

129	沼田郡中調子村川除普請銀夫(積帳) 破損大	嘉永4.正.	庄屋権八・同利兵衛・組頭 仙十郎・同直左衛門 組合 割庄屋正三郎殿	豎冊	1冊
130	沼田郡中調子村川除・本堤取繕普請銀夫積帖	嘉永7.正.	庄屋権八・同利兵衛・組頭 仙十郎・同直左衛門 組合 割庄屋正三郎殿	豎冊	1冊

4 三川村(東野村)

土地

158	高宮郡東野村野取帳 字上向保田 四拾九冊之内四十九番	明治9.1.		横半	1冊
159	実地丈量野取帳 第七大区八小区 東野村 四十七 向保田壱番	明治9.1.		豎冊	1冊

5 口田村

(1) 小田村

土地

90	〔地並帳〕 前欠	明治9.3.		豎冊	1冊
97	山野地並帳・地主変換取調帳 高宮郡小田村	明治15.12.28	高宮郡小田矢口二村戸長増田与三左衛門 広島県令千田貞曉殿	豎冊	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
88	〔字図訂正願控綴〕 6通合綴	明治18.3 ~ 明治20.3	高宮郡小田村地主惣代人中 光久太郎外3名 広島県知 事千田貞暁殿	綴	1綴
100	無代価下渡地々価取調帳 高宮郡 小田村	明治20.1.18	高宮郡小田村谷口和平外11 名・戸長田中静吾 広島県 知事千田貞暁殿	豎冊	1冊
87	〔字図訂正願控綴〕 6通合綴	明治20.3.	高宮郡小田村地主惣代人大 歳恒三郎外3名 広島県知 事千田貞暁殿	綴	1綴
99	地目変換反別地価訂正願 高宮郡 小田村	明治20.3.	高宮郡小田矢口二村戸長田 村静吾代理筆生岩本民之助 広島県知事千田貞暁殿	豎冊	1冊
101	地目変換野取帳ヒカ工 高宮郡小 田村	明治20.8.31	高宮郡小田村沓内精一外2 名・高宮郡小田矢口二村戸 長代理筆生岩崎勇平 広島 県知事千田貞暁殿	豎冊	1冊
98	〔地目変換関係書類綴〕 1通4冊合綴	明治20.		綴	1綴 (1 通,4冊)
98/1	○地目変換帳御下附願 ヒカへ	明治20.6.	高宮郡小田村地主谷口和平 外1名 広島県知事千田貞 暁殿	一紙	(1通)
98/2	○地目変換反別地価取調帳 高宮 郡小田村	明治20.3.	高宮郡小田村谷口和平外1 名・地主惣代人大歳恒三郎 外2名 広島県知事千田貞 暁殿	豎冊	(1冊)
98/3	○地目変換地価取調表中裂地二係 ル元反別地価地租取調帳 高宮 郡小田村	明治20.		豎冊	(1冊)
98/4	○変換地比準表 高宮郡小田村	明治20.		豎冊	(1冊)
98/5	○地目変換地野取帳 高宮郡小田 村	明治20.		豎冊	(1冊)
83	〔地並帳綴〕 2冊合綴,「添付書類」(地並帳3冊)として口田役場より安佐郡役所宛の送り状あり			綴	1綴 (2冊)
83/1	○川成堤外地並帳 廿六冊ノ内壱 番 第七大区六小区小田村			豎冊	(1冊)
83/2	○字了竹地並帳 全扣 第七大区 六小区小田村 廿六冊ノ内貳番			豎冊	(1冊)
84	弘住地並帳 第七大区六小区小田 村 廿六冊之内拾番			豎冊	1冊
85	桜井地並帳 廿六冊之内五番 第 七大区六小区小田村			豎冊	1冊
86	〔高宮郡小田村地並帳〕 表紙欠			豎冊	1冊
89	岩坪地並帳 第七大区六小区小田 邑 廿五冊ノ内廿五番			豎冊	1冊
91	出口(地並帳)			豎冊	1冊
92	川成地並帳 第七大区六小区小田 村 廿六冊ノ内九番			豎冊	1冊
93	杉寄地並帳 第七大区六小区小田 村 廿六冊ノ内拾五番			豎冊	1冊
94	吹上ケ地並帳 第七大区六小区小 田村 廿六冊ノ内貳拾壹			豎冊	1冊
95	宮ノ岸地並帳 第七大区六小区小 田村 廿六冊ノ内拾壹番			豎冊	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
96	下中須賀地並帳 第七大区六小区 小田邑 廿六冊ノ内式拾四番			縦冊	1冊
189	小田村新開民図帳 収蔵文書目録未記載(整理もれのため), 破損・水濡れ	天保5.4.	庄屋増平	縦冊	1冊
租税					
168	小田村地税帖	明治10~19	戸長役場	綴	1綴
(2) 矢口村					
土地					
163	字絵坂地並帳 第七大区八小区矢 口村 三十三冊之内式拾七号 表紙のみ	明治9.		一紙	1枚
162	開墾実地丈量野取帳 高宮郡矢口 村	明治18.7.		横半	1冊
167	分筆書類(土地分割申告)	大正3.		縦冊	1冊
164	字菖蒲山(野取帳) 第弍号 矢 口村			横半	1冊
165	字西谷山(野取帳) 第弍号 矢 口村			横半	1冊
166	字横谷実地丈量野取帳 高宮郡矢 口村			横半	1冊
租税					
160	明治十六年地租帳 高宮郡矢口村	明治18.2.		縦冊	1冊
161	明治十五年地税帳 高宮郡矢口村	明治18.3.	高宮郡矢口村田中静吾 広 島県令千田貞暁殿	縦冊	1冊
(3) 口田村					
土地					
104	土地異動書類 二十一年以后	明治22.6.	口田村役場租税掛	綴	1綴
103	土地異動書類 明治二十四年分	明治24年分	口田村役場租税掛	綴	1綴
102	土地異動書類 廿五年分	明治25年分	口田村役場租税掛	綴	1綴
106	免租地成書類綴	(明治28~昭和6)	高宮郡口田村役場	縦冊	1冊
105	{口田村矢口丈量野取図外} 105-2~3は105-1の丁間に挿入			括	1括(2 冊,1綴)
105/1	○丈量野取図 ヒカ工		高宮郡口田村長増田与三左 衛門	縦冊	(1冊)
105/3	○官有地拝借願	明治27.8.25	口田村小田借主中村為助外 1名・口田村長松本武左衛 門 広島県知事鍋島幹殿	縦冊	(1冊)
105/2	○土地分筆届 2綴	明治28.8.10	口田村大字矢口2名 広島 県知事鍋島幹 奥印 村長 増田与三左衛門	綴	(1綴)
6 大林村					
庶務					
78	開墾願・申告書類綴	明治38~昭和22	大林村役場	綴	1綴

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
79	〔大林村会雑書綴〕	明治41～昭和2		綴	1綴 (16綴)
79/16	○雑書	明治41.4～明治42.11.	大林村	綴	(1綴)
79/15	○雑書	明治43年度	大林村	綴	(1綴)
79/14	○雑書	明治44.	大林村	綴	(1綴)
79/13	○雑書	明治45.	大林村	綴	(1綴)
79/12	○雑書	大正2年度	大林村会	綴	(1綴)
79/11	○雑書	大正3年度	大林村会	綴	(1綴)
79/10	○雑書	大正4.	大林村会	綴	(1綴)
79/9	○雑書	大正5.	大林村会	綴	(1綴)
79/8	○雑書	大正6.	大林村会	綴	(1綴)
79/7	○雑書	大正7.	大林村会	綴	(1綴)
79/6	○雑書	大正8.	大林村会	綴	(1綴)
79/5	○雑書	大正9.	大林村会	綴	(1綴)
79/4	○雑書	大正10.	大林村会	綴	(1綴)
79/3	○雑書	大正11.	大林村会	綴	(1綴)
79/2	○会議録 表紙のみ	大正12.	大林村会	一紙	(1綴)
79/1	○雑書	大正12～昭和2	大林村会	綴	(1綴)
81	庶務一件	大正14.	大林村役場	縦冊	1冊
80	軍用保護馬一件	昭和14.7.	安佐郡大林村役場	縦冊	1冊
土木					
82	〔大林村第三次食糧増産対策土地改良事業井関改良計画図等〕		広島市水主町広島耕地出張所 安佐郡大林村長殿	袋	1袋
82/1	○安佐郡大林村昭和十六年水害中河原井堰復旧計画図 河身縦断面図	(昭和16)		青焼きコピー	(1枚)
82/2	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)万考井堰改良計画図			青焼きコピー	(1枚)
82/3	○安佐郡大林村昭和十六年水害中河原井堰復旧計画図 河身縦断面図	(昭和16)		青焼きコピー	(1枚)
82/4	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)石材水路改良計画図			青焼きコピー	(1枚)
82/5	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)京免井堰改良計画図			青焼きコピー	(1枚)
82/6	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)根ノ谷井堰改良計画図			青焼きコピー	(1枚)
82/7	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)山手水路改良計画図			青焼きコピー	(1枚)
82/8	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)山手水路改良計画図			青焼きコピー	(1枚)
82/9	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)川東代田水路改良計画図			青焼きコピー	(1枚)

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
82/10	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)川東代田水路改良計画図			青焼き コピー	(1枚)
82/11	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)越原井堰改良計画図			青焼き コピー	(1枚)
82/12	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)越原井堰改良計画図			青焼き コピー	(1枚)
82/13	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)高谷水路改良計画図			青焼き コピー	(1枚)
82/14	○安佐郡大林村第三次食糧増産対策土地改良事業(小用排水)浜ヶ谷井堰改良計画図			青焼き コピー	(1枚)
82/15	○安佐郡大林村昭和十六年水害紺屋井堰復旧計画図	(昭和16)		青焼き コピー	(1枚)
82/16	○安佐郡大林村昭和十六年水害紺屋井堰復旧計画図 河身縦断面図 平面図	(昭和16)		青焼き コピー	(1枚)
82/17	○安佐郡大林村昭和十六年水害庄八井堰復旧事業計画図	(昭和16)		青焼き コピー	(1枚)

7 連合村

水利

77	沼田郡中調子村・温井村・高宮郡中筋村・古市村水利土功会一件	明治13.3 ~ 明治17		綴	1 綴
149	〔定用水成議案〕 3冊1枚合綴	明治17.5 .		綴	1 綴 (3冊,1枚)
149/1	○定用水費成議案 沼田郡温井村・中調子村・高宮郡中筋村・古市村	明治17.5 .	沼田郡温井村・中調子村・高宮郡中筋村・古市村聯合村会副議長丸林亮助・同議長平田敬之助	豎冊	(1冊)
149/2	○定用水費成議案 沼田郡温井村・中調子村・高宮郡中筋村・古市村	明治17.5 .	沼田郡温井村・中調子村・高宮郡中筋村・古市村聯合村会副議長丸林亮助・同議長平田敬之助 中筋・古市村戸長原田謙兵衛殿・中調子村戸長倉本恒三郎殿・温井村戸長松浦藤吉殿	豎冊	(1冊)
149/3	○定用水費成議案 沼田郡温井村・中調子村・高宮郡中筋村・古市村	明治17.5 .	沼田郡温井村・中調子村・高宮郡中筋村・古市村聯合村会副議長丸林亮助・同議長平田敬之助	豎冊	(1冊)
149/4	○定用水費成議案 沼田郡温井村・中調子村・高宮郡中筋村・古市村 表紙のみ	明治17.5 .		一紙	(1枚)

8 その他

庶務

179	共済組合定款一部変更承認の件		安佐郡緑井村農業共済組合長桑原斎次	豎冊	1 冊
157	〔甲第壹号議案他村議会議案〕			豎冊	1 冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
151	陸軍科学研究所本部其他新築工事 (大正15頃) 設計書 ガリ版刷り		近衛師団經理部	豎冊	1冊
150	町村有物件災害共済規約附事務取扱要項	昭和23.4.1	全国町村会	豎冊	1冊
土地					
169	実地丈量□ □ (法令綴)	明治 8 ~ 9		豎冊	1冊
170	{ 非耕地 (墓地・薪山等) 地並帳 }			豎冊	1冊
171	{ 地並帳 }			豎冊	1冊
172	{ 地並帳 }			豎冊	1冊
173	{ 野取帳 } 断簡			横半	1冊
174	開墾地計算帳	明治18.7.		横半	1冊
175	北垣内地並帳			豎冊	1冊
176	{ 地詰帳 }			豎冊	1冊
177	{ 地詰帳 }			豎冊	1冊
178	{ 土地公認関係書類 }			豎冊	1冊
180	{ 野取帳断簡 }			豎冊	1冊
181	{ 地並帳 }			豎冊	1冊
182	{ 地並帳断簡 }			豎冊	1冊
183	{ 地並帳断簡 }			豎冊	1冊
184	{ 地並帳断簡 }			豎冊	1冊
185	{ 野取帳断簡 }			豎冊	1冊
186	{ 地詰帳断簡 }			豎冊	1冊
188	{ 断簡類 }			一紙	1通